

改正

昭和55年9月25日条例第29号
昭和57年12月25日条例第55号
平成元年3月30日条例第30号
平成6年3月30日条例第17号
平成7年3月30日条例第16号
平成9年3月27日条例第23号
平成12年3月29日条例第8号
平成13年6月28日条例第28号
平成13年9月27日条例第39号
平成17年3月18日条例第106号
平成17年12月27日条例第177号
平成18年3月30日条例第15号
平成20年3月28日条例第12号
平成20年12月26日条例第59号
平成24年12月28日条例第29号
平成25年12月27日条例第55号
平成25年12月27日条例第57号
平成29年3月30日条例第20号
平成29年12月27日条例第44号
令和元年9月27日条例第110号

八戸市中央卸売市場条例

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 市場関係業者

第1節 卸売業者（第6条—第17条）

第2節 仲卸業者（第18条—第28条）

第3節 売買参加者（第29条—第32条）

第4節 関連事業者（第33条—第41条）

第3章 売買取引及び決済の方法（第42条—第68条）

第4章 卸売の業務に関する品質管理（第69条）

第5章 市場施設の使用（第70条—第77条）

第6章 監督（第78条—第80条）

第7章 市場運営協議会及び市場取引委員会（第81条・第81条の2）

第8章 雑則（第82条—第87条）

附則

第1章 総則

（この条例の目的）

第1条 この条例は、卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）の規定に基づく中央卸売市場を設置し、並びに法第9条第2項に規定する事項及び施設の使用、監督処分等について定め、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって市民等の生活の安定に資することを目的とする。

（中央卸売市場の名称、位置及び面積）

第2条 中央卸売市場の名称、位置及び面積は、次のとおりとする。

名称	位置	面積
八戸市中央卸売市場	八戸市大字河原木字神才7番地の4	88,472平方メートル

（取扱品目）

第3条 八戸市中央卸売市場（以下「市場」という。）の取扱品目は、その部類ごとに、次に掲げる物品とする。

青果部 野菜、果実及びこれらの加工品並びに規則で定めるその他の食料品

花き部 花き

2 取扱物品が前項のいずれの部類に属するかについては疑義があるときは、市長がその所属を決定する。

（開場の期日）

第4条 市場は、次の各号に掲げる日（以下「休日」という。）を除き、毎日開場するものとする。

（1）日曜日（1月5日が日曜日が当たるとき、又は12月27日から12月30日までの間の日が

日曜日に当たるときは、当該日曜日を除く。)

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 1月2日から1月4日まで及び12月31日

2 市長は、前項の規定にかかわらず、出荷者及び消費者の利益を確保するため特に必要があると認めるときは休日に開場し、又はこれらの者の利益を阻害しないと認めるときは休日以外の日に開場しないことができる。

3 市長は、前項の規定により休日に開場し、又は休日以外の日に開場しないこととしようとするときは、取扱品目に係る生産出荷の事情、小売商業者等の貯蔵能力、消費者の食習慣及び購売慣習、市場の業務に従事する者の労務事情等を十分考慮してするものとする。

(開場の時間)

第5条 市場の開場の時間は、午前5時から午後3時までとする。ただし、市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

2 次条に規定する卸売業者の行う卸売のための販売開始時刻及び販売終了時刻は、前項の開場時間の範囲内で規則で定める。

第2章 市場関係業者

第1節 卸売業者

(卸売業者)

第6条 この条例において「卸売業者」とは、法第15条第1項の規定により農林水産大臣の許可を受け、市場においてその取扱品目の部類に属する物品について出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて卸売の業務を行う者をいう。

(卸売業者の数の最高限度)

第7条 卸売業者の数の最高限度は、取扱品目の部類ごとに、次に掲げるとおりとする。

青果部 2

花き部 1

(保証金の預託)

第8条 卸売業者は、農林水産大臣から卸売の業務の許可を受けた日から起算して1月以内に、保証金を市長に預託しなければならない。

2 卸売業者は、保証金を預託した後でなければ、卸売の業務を開始してはならない。

(保証金の額等)

第9条 卸売業者の預託すべき保証金の額は、次に掲げる金額の範囲内で規則で定める。

青果部 200万円以上1,000万円以下

花き部 120万円以上800万円以下

2 前項の保証金は、次の各号に掲げる有価証券をもって代用することができる。

- (1) 国債証券
- (2) 地方債証券
- (3) 日本銀行が発行する出資証券
- (4) 特別の法律により法人が発行する債券

3 前項の有価証券の価格は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める額以下において規則で定める額とする。

- (1) 前項第1号及び第2号に掲げる有価証券 額面金額に相当する額
- (2) 前項第3号及び第4号に掲げる有価証券 額面金額の100分の90に相当する額
(保証金の追加預託)

第10条 保証金について、差押え、仮差押え又は仮処分命令の送達があったとき、国税滞納処分若しくは地方税滞納処分又はそれらの例による差押えがあったとき、預託すべき保証金の額が増額されたとき、その他保証金に不足を生じたときは、卸売業者は、市長の指定する期間内に、処分された金額又は不足金額に相当する金額を追加して預託しなければならない。

2 卸売業者は、前項の規定による預託を完了しない場合においては、指定期間経過後その預託を完了するまでは、卸売の業務を行うことができない。

3 前条第2項及び第3項の規定は、第1項の規定による預託について準用する。

(保証金の充当)

第11条 市長は、卸売業者が使用料、保管料その他市場に関して市に納付すべき金額の納付を怠ったときは、次項の優先して弁済を受ける権利に優先して、保証金をこれに充てることができる。

2 卸売業者に対して市場における卸売のための販売又は販売の委託をした者は、当該販売又は販売の委託による債権に関し、当該卸売業者が預託した保証金について、他の債権者に先立って弁済を受ける権利を有するものとする。

(保証金の返還)

第12条 保証金は、卸売業者がその資格を失った日から起算して60日を経過した後でなければこれを返還しない。

(せり人の登録)

第13条 卸売業者が市場において行う卸売のせり人は、その者について当該卸売業者が市長の

行う登録を受けている者でなければならない。

2 卸売業者は、前項の登録を受けようとするときは、規則で定めるところにより、登録申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の登録の申請があったときは、次項の規定により登録を拒否する場合を除き、登録申請書を受理した日から起算して30日以内に、せり人登録簿に次に掲げる事項を記載し、速やかにその旨を登録申請者に通知するとともに、登録を受けたせり人に対し規則で定める登録証及びせり人記章を交付する。

(1) せり人の氏名及び住所

(2) 登録年月日

(3) 登録番号

4 市長は、第1項の登録の申請があった場合において、その申請に係るせり人が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類に虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録をしてはならない。

(1) 破産者で復権を得ないものであるとき。

(2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。

(3) 第15条又は第80条第5項の規定による登録の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。

(4) 仲卸業者若しくは売買参加者又はこれらの者の役員若しくは使用人である者であるとき。

(5) せりを遂行するのに必要な経験又は能力を有していない者であるとき。

5 市長は、前項第5号の経験又は能力の有無の認定のため、規則で定めるところにより、試験を行うものとする。

6 第1項に規定する登録の有効期間は、登録の日から起算して5年間とする。ただし、初めて登録を受ける者の登録の有効期間及び第15条若しくは第80条第5項の規定により取消し又は業務の停止を受けた者の当該取消し又は業務の停止後の最初の登録の有効期間は、3年間とする。

(せり人の登録の更新)

第14条 卸売業者は、前条第1項の登録を受けたせり人にその有効期間満了の日後も引き続き市場における卸売のせりを行わせようとするときは、当該せり人の登録の更新を受けなけれ

ばならない。

2 前項の登録の更新を受けようとする卸売業者は、当該せり人の登録の有効期間の満了の前60日から当該有効期間の満了の前30日までの間に、規則で定めるところにより、登録更新申請書を市長に提出しなければならない。

3 前条第4項（第3号を除く。）及び第5項の規定は、第1項の登録の更新について準用する。

（せり人の登録の取消し）

第15条 市長は、せり人が第13条第4項第1号、第2号若しくは第4号のいずれかに該当することとなったとき、又はせりを遂行するのに必要な能力を有しなくなったと認めるときは、その登録を取り消すものとする。

（せり人の登録の消除）

第16条 市長は、せり人が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を消除するものとする。

（1）前条の規定による登録の取消しを受けたとき。

（2）卸売業者が当該せり人に係る登録の更新を受けなかったとき。

（3）卸売業者が当該せり人に係る登録の消除を申請したとき。

（4）第80条第5項の規定による登録の取消しの処分を受けたとき。

第17条 削除

第2節 仲卸業者

（仲卸業者）

第18条 この条例において「仲卸業者」とは、第20条第1項の規定により市長の許可を受け、市長が市場内に設置する店舗において市場の卸売業者から卸売を受けた取扱品目の部類に属する物品を仕分けし、又は調製して販売する者をいう。

（仲卸業者の数の最高限度）

第19条 仲卸業者の数の最高限度は、取扱品目の部類ごとに次に掲げるとおりとする。

青果部 12

花き部 4

（仲卸業務の許可）

第20条 仲卸しの業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、取扱品目の部類ごとに行う。

3 第1項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、許可申請書を市長に提

出しなければならない。

4 市長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

(1) 申請者が破産者で復権を得ないものであるとき。

(2) 申請者が禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。

(3) 申請者が市場の仲卸しの業務の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。

(4) 申請者が仲卸しの業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。

(5) 申請者が市場の卸売業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人である者であるとき。

(6) 申請者が法人であってその業務を執行する役員のうち第1号から第3号まで及び前号のいずれかに該当する者がいるとき。

(7) その許可をすることによって仲卸業者の数が前条に定める数の最高限度を超えることとなるとき。

(保証金の預託)

第21条 仲卸業者は、前条第1項の許可を受けた日から起算して1月以内に、保証金を市長に預託しなければならない。

2 仲卸業者は、保証金を預託した後でなければ、その業務を開始してはならない。

(保証金の額等)

第22条 仲卸業者の預託すべき保証金の額は、使用料月額のうちその者が使用する市場施設（市場内の用地及び建物その他の施設をいう。以下同じ。）の面積を基礎として算出する部分の3倍に相当する額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

2 第9条第2項及び第3項並びに第10条から第12条までの規定は、前条第1項の保証金について準用する。

(仲卸業務の許可の取消し)

第23条 市長は、仲卸業者が第20条第4項第1号、第2号、第5号若しくは第6号のいずれかに該当することとなったとき、又はその業務を適確に遂行することができる資力信用を有し

なくなつたと認めるときは、その許可を取り消すものとする。

2 市長は、仲卸業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

(1) 正当な理由がないのに第20条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に第21条第1項の保証金を預託しないとき。

(2) 正当な理由がないのに第20条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。

(3) 正当な理由がないのに引き続き1月以上その業務を休止したとき。

(4) 正当な理由がないのにその業務を遂行しないとき。

3 市長は、前項の規定による処分をしようとするときは、当該処分の相手方に対し、相当な期間を置いた上、期日、場所及び処分の原因となつた理由を通知して公開による聴聞を行い、その者又はその代理人が証拠を提示し、意見を陳述する機会を与えなければならない。

(仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割)

第24条 仲卸業者が事業（市場における仲卸しの業務に係るものに限る。）の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて市長の認可を受けたときは、譲受人は、仲卸業者の地位を承継する。

2 仲卸業者たる法人の合併の場合（仲卸業者たる法人と仲卸業者でない法人が合併して仲卸業者たる法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（市場における仲卸しの業務を承継させる場合に限る。）において、当該合併又は分割について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、仲卸業者の地位を承継する。

3 第1項又は前項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、認可申請書を市長に提出しなければならない。

4 第20条第4項の規定は、第1項又は第2項の認可について準用する。この場合において、第20条第4項中「第1項の許可の申請」とあるのは「第24条第1項又は第2項の認可の申請」と、「申請者」とあるのは「その申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により市場における仲卸しの業務を承継する法人」と読み替えるものとする。

5 第1項又は第2項の規定による仲卸業者の事業の譲渡し並びに合併及び分割による地位の承継については、譲渡人又は合併前若しくは分割前の法人が使用指定を受けていた店舗の使用が当然に認められたものと解してはならない。

(仲卸しの業務の相続)

第25条 仲卸業者が死亡した場合において、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その協議により当該仲卸業者の市場における仲卸業務を承継すべき相続人を定めたときは、その者）が被相続人の行っていた市場における仲卸しの業務を引き続き営もうとするときは、市長の認可を受けなければならない。

2 前項の認可の申請は、被相続人の死亡の日から起算して60日以内に行わなければならない。

3 相続人が前項の認可の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその認可があった旨又はその認可をしない旨の通知を受ける日までの間は、被相続人に対してした第20条第1項の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

4 第1項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、認可申請書を市長に提出しなければならない。

5 第20条第4項の規定は、第1項の認可について準用する。この場合において、第20条第4項中「第1項の許可の申請」とあるのは、「第25条第1項の認可の申請」と読み替えるものとする。

6 第1項の認可を受けた者は、仲卸業者の地位を承継する。

7 仲卸業者の地位の承継については、被相続人が使用指定を受けていた店舗の使用が当然に認められたものと解してはならない。

第26条 削除

(名称変更等の届出)

第27条 仲卸業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 仲卸しの業務を開始し、休止し、又は再開したとき。

(2) 氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。

(3) 商号を変更したとき。

(4) 法人である場合にあっては、資本金若しくは出資の額又は役員を変更したとき。

(5) 仲卸しの業務を廃止したとき。

2 仲卸業者が死亡し、又は解散したときは、当該仲卸業者の相続人又は清算人は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(事業報告書の提出)

第28条 仲卸業者は、次の各号に掲げる区分に従い、規則で定めるところにより、当該各号に掲げる日現在において作成した事業報告書をその日から起算して90日を経過する日までに、

市長に提出しなければならない。

- (1) 法人である仲卸業者にあつては、毎事業年度の末日
- (2) 個人である仲卸業者にあつては、毎年12月31日

第3節 売買参加者

(売買参加者)

第29条 この条例において「売買参加者」とは、次条第1項の規定により市長の承認を受け、市場において卸売業者が行う卸売に参加する者をいう。

(売買参加者の承認)

第30条 売買参加者となろうとする者は、市長の承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認は、取扱品目の部類ごとに行う。
- 3 第1項の承認を受けようとする者は、規則で定めるところにより、承認申請書を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、第1項の承認の申請が次の各号のいずれかに該当するときを除き、同項の承認をするものとする。
 - (1) 申請者が破産者で復権を得ないものであるとき。
 - (2) 申請者が卸売の相手方として必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。
 - (3) 申請者が卸売業者若しくは仲卸業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人である者であるとき。
 - (4) 申請者が第32条又は第80条第3項の規定による承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。

(名称変更等の届出)

第31条 売買参加者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。
 - (2) 商号を変更したとき。
 - (3) 卸売業者から卸売を受けることを廃止したとき。
 - (4) 法人である場合にあつては、資本金若しくは出資の額又は役員を変更したとき。
- 2 売買参加者が死亡し、又は解散したときは、当該売買参加者の相続人又は清算人は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(売買参加者の承認の取消し)

第32条 市長は、売買参加者が第30条第4項第1号若しくは第3号に該当することとなったとき、又は卸売の相手方として必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、その承認を取り消すものとする。

第4節 関連事業者

(関連事業者)

第33条 この条例において「関連事業者」とは、第35条第1項の規定による許可を受け、市場内の店舗その他の施設において市場の機能の充実を図るための業務（以下「第一種関連事業」という。）を営む者又は出荷者、売買参加者その他の市場の利用者に便益を提供するための業務（以下「第二種関連事業」という。）を営む者をいう。

(関連事業の業種)

第34条 第一種関連事業及び第二種関連事業（以下「関連事業」と総称する。）の業種は、規則で定める。

(関連事業者の許可)

第35条 関連事業者となろうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、許可申請書を市長に提出しなければならない。

(許可の基準)

第36条 市長は、関連事業を営むことについて前条第2項の許可を申請した者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可しないものとする。

(1) 破産者で復権を得ないものであるとき。

(2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。

(3) 次条又は第80条第4項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。

(4) 業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。

(許可の取消し)

第37条 市長は、関連事業の許可を受けた者が前条第1号若しくは第2号に該当することとなったとき、又は業務を適確に遂行するのに必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、第35条第1項の許可を取り消すものとする。

2 市長は、関連事業の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、第35条第1

項の許可を取り消すことができる。

- (1) 正当な理由がないのに第35条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に次条第1項の保証金を預託しないとき。
- (2) 正当な理由がないのに第35条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。
- (3) 正当な理由がないのに引き続き1月以上その業務を休止したとき。
- (4) 正当な理由がないのにその業務を遂行しないとき。

(保証金の預託)

第38条 関連事業者は、第35条第1項の許可を受けた日から起算して1月以内に、保証金を市長に預託しなければならない。

- 2 関連事業者は、保証金を預託した後でなければ、その業務を開始してはならない。

(保証金の額等)

第39条 関連事業者の預託すべき保証金の額は、使用料月額のうちその者が使用する市場施設の面積を基礎として算出する部分の3倍に相当する額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

- 2 第9条第2項及び第3項並びに第10条から第12条までの規定は、前条第1項の保証金について準用する。

(関連事業の規制等)

第40条 市長は、関連事業の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、関連事業者に対し、その業務又は取扱品目の販売について必要な指示等を行うことができる。

(準用規定)

第41条 第27条及び第28条の規定は、関連事業者について準用する。この場合において、第27条中「仲卸業者」とあるのは「関連事業者」と、「仲卸しの業務」とあるのは「関連事業の業務」と、第28条中「仲卸業者」とあるのは「関連事業者」と読み替えるものとする。

第3章 売買取引及び決済の方法

(売買取引の原則)

第42条 市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。

(売買取引の方法)

第43条 卸売業者は、市場において行う卸売については、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる売買取引の方法によらなければならない。

- (1) 別表第1に掲げる物品 せり売又は入札の方法
 - (2) 別表第2に掲げる物品 毎日の卸売予定数量のうち規則で定める割合に相当する部分についてはせり売又は入札の方法、それ以外の部分についてはせり売若しくは入札の方法又は相対による取引の方法（一の卸売業者と一の卸売の相手方が個別に売買取引を行う方法をいい、以下「相対取引」という。）
 - (3) 別表第3に掲げる物品 せり売若しくは入札の方法又は相対取引
- 2 卸売業者は、前項第1号及び第2号に掲げる物品（前項第2号に掲げる物品にあつては、同号の規則で定める割合に相当する部分に限る。）については、次の各号に掲げる場合であつて、市長がせり売又は入札の方法により卸売をすることが著しく不適當であると認めて、承認したときは、相対取引によることができる。
- (1) 災害が発生した場合
 - (2) 入荷が遅延した場合
 - (3) 卸売の相手方が少数である場合
 - (4) せり売又は入札の方法による卸売により生じた残品の卸売をする場合
 - (5) 卸売業者と仲卸業者又は売買参加者との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した物品の卸売をする場合
 - (6) 緊急に出港する船舶に物品を供給する必要があるためその他やむを得ない理由により通常の卸売開始の時刻以前に卸売をする場合
 - (7) 第48条第1項ただし書の規定により市場における仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をする場合
- 3 卸売業者は、第1項第2号及び第3号に掲げる物品については、次の各号に掲げる場合であつて市長が指示したときは、せり売又は入札の方法によらなければならない。
- (1) 市場における物品の入荷量が一時的に著しく減少した場合
 - (2) 市場における物品に対する需要が一時的に著しく増大した場合
- 4 市長は、第1項第2号の規則で定める割合を定め、又は変更しようとするときは、卸売市場法施行規則（昭和46年農林省令第52号）第2条の規定に基づき市長が指名する利害関係者（以下「指名利害関係者」という。）又は第81条の2に規定する八戸市中央卸売市場取引委員会の意見を聴くとともに、その数値を市場内の掲示板に掲示するものとする。
- 5 卸売業者は、第1項第3号に掲げる物品について、販売方法の設定又は変更をしようとするときは、その販売方法を卸売場の見やすい場所における掲示等の方法により、関係者に十分周知しなければならない。

(相対取引の承認申請)

第44条 前条第2項の承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、承認申請書を市長に提出しなければならない。

(卸売業者の業務の規制)

第45条 卸売業者は、市場に係る開設区域(以下「開設区域」という。)内において、法第15条第1項の許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等の卸売その他の販売をしようとするときは、当該許可に係る卸売の業務として卸売をする場合及び法第58条第1項の許可に係る卸売の業務として卸売をする場合を除き、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書を、あらかじめ市長に提出して承認を受けなければならない。当該申請の内容を変更しようとする場合も、同様とする。

- (1) 申請者の名称
- (2) 業務の内容
- (3) 業務を営む理由
- (4) 業務開始の予定年月日
- (5) 事業計画

2 市長は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る販売が卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認めるときは、これを承認してはならない。

3 市長は、第1項の承認をしようとするときは、指名利害関係者又は八戸市中央卸売市場取引委員会の意見を聴かなければならない。この場合において、八戸市中央卸売市場取引委員会は、委員の少数意見にも十分配慮するものとする。

(差別的取扱いの禁止等)

第46条 卸売業者は、市場における卸売の業務に関し、出荷者又は仲卸業者若しくは売買参加者に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

2 卸売業者は、その許可に係る取扱品目の部類に属する物品について、市場における卸売のための販売の委託の申込みがあったときは、その申込みが第53条第1項の規定により承認を受けた受託契約約款によらないこと、その他の正当な理由がなければ、その引受けを拒んではならない。

第47条 削除

(卸売の相手方の制限)

第48条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限り

でない。

(1) 次に掲げる特別の事情がある場合であって、市長が市場の仲卸業者及び売買参加者の買受けを不当に制限することとならないと認めて許可したとき。

ア 市場における入荷量が著しく多いか、又は市場に出荷された物品が市場の仲卸業者及び売買参加者にとって品目又は品質が特殊であるため残品を生ずるおそれがある場合

イ 市場の仲卸業者及び売買参加者に対して卸売をした後残品を生じた場合

ウ 開設区域外の卸売市場の物品の入荷事情等からみて、市場の卸売業者からの卸売の方法以外の方法によっては、当該卸売市場に出荷されることが著しく困難である物品を当該卸売市場において卸売の業務を行う者に対して卸売をする場合

(2) 卸売業者が、他の卸売市場において卸売の業務を行う者との間においてあらかじめ締結した集荷の共同化その他の卸売の業務の連携に関する契約に基づき、当該他の卸売市場において卸売の業務を行う者又は当該他の卸売市場の買受人（卸売市場において卸売業者から卸売を受けることにつき開設者の許可又は承認を受けた者をいう。）に対して卸売をする場合であって、当該契約に基づく卸売が次に掲げる要件を満たしているとき。

ア 当該契約において卸売の対象となる生鮮食料品等の品目、数量の上限、卸売の実施期間（1月以上のものに限る。）及び入荷量が著しく減少した場合の措置が定められていること。

イ 卸売業者が、市長の定める事項を記載した承認申請書に当該契約に係る契約書の写しを添えて市長に提出し、指名利害関係者又は八戸市中央卸売市場取引委員会の意見を聴いた上で、当該契約に基づく卸売が市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の市長の承認を受けていること。

(3) 卸売業者が、農林漁業者等（農林漁業者又は農林漁業者を構成員とする農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、森林組合若しくは森林組合連合会（これらの者の出資又は拠出に係る法人で農林漁業の振興を図ることを目的とするものを含む。）をいう。以下同じ。）及び食品製造業者等（生鮮食料品等を原料又は材料として使用し、製造、加工又は販売の事業を行う者をいう。以下同じ。）との間においてあらかじめ締結した新商品の開発に必要な国内産の農林水産物の供給に関する契約に基づき、当該食品製造業者等に対して卸売をする場合であって、当該契約に基づく卸売が次に掲げる要件を満たしているとき。

ア 当該契約において卸売の対象となる生鮮食料品等の品目、数量の上限及び卸売の実施期間（1月以上1年未満のものに限る。）が定められていること。

イ 卸売業者が、市長の定める事項を記載した承認申請書に当該契約に係る契約書の写しを添えて市長に提出し、当該契約に基づく卸売が市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の市長の承認を受けていること。

(4) 卸売業者が、食品製造業者等との間においてあらかじめ締結した国内産の農林水産物の輸出に関する契約に基づき、当該食品製造業者等に対して卸売をする場合であって、当該契約に基づく卸売が次に掲げる要件を満たしているとき。

ア 当該契約において卸売の対象となる生鮮食料品等の品目、数量の上限、卸売の実施期間（1年未満のものに限る。）及び入荷量が著しく減少した場合の措置が定められていること。

イ 卸売業者が、市長の定める事項を記載した承認申請書に当該契約に係る契約書の写しを添えて市長に提出し、当該契約に基づく卸売が市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の市長の承認を受けていること。

2 前項第1号の規定による許可を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、許可申請書を市長に提出しなければならない。

3 第1項第2号イの規定による承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書に他の卸売市場において卸売の業務を行う者と締結した卸売の業務の連携に関する契約に係る契約書の写しを添えて市長に提出しなければならない。当該申請の内容を変更しようとする場合も、同様とする。

- (1) 申請者の名称
- (2) 連携に関する契約の相手方の市場名及び卸売業者の名称
- (3) 他の市場において卸売の相手方となる者の氏名又は名称
- (4) 当該卸売の対象となる生鮮食料品等の品目
- (5) 当該卸売による卸売の数量の上限
- (6) 実施期間
- (7) 入荷量が著しく減少した場合の措置
- (8) 当該卸売をしなければならない理由

4 第1項第3号イの規定による承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書に農林漁業者等及び食品製造業者等と締結した国内産の農林水産物を利用した新商品の開発に関する契約に係る契約書の写しを添えて市長に提出しなければならない。当該申請の内容を変更しようとする場合も、同様とする。

- (1) 申請者の名称

- (2) 買入れの相手方となる者の氏名又は名称及び住所
- (3) 卸売の相手方となる者の氏名又は名称及び住所
- (4) 当該卸売の対象となる生鮮食料品等の品目
- (5) 当該卸売による卸売の数量の上限
- (6) 実施期間
- (7) 国内産の農林水産物を利用した新商品の内容
- (8) 当該卸売をしなければならない理由

5 第1項第4号イの規定による承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書に食品製造業者等と締結した国内産の農林水産物の輸出に関する契約に係る契約書の写しを添えて市長に提出しなければならない。当該申請の内容を変更しようとする場合も、同様とする。

- (1) 申請者の名称
- (2) 卸売の相手方となる者の氏名又は名称及び住所
- (3) 当該卸売の対象となる生鮮食料品等の品目
- (4) 当該卸売による卸売の数量の上限
- (5) 実施期間
- (6) 入荷量が著しく減少した場合の措置
- (7) 当該卸売をしなければならない理由

6 第1項第2号イ、第3号イ又は第4号イの承認を受けた卸売業者は、毎月、その承認に係る品目の卸売数量を翌月20日までに市長に届け出なければならない。

(市場外にある物品の卸売の禁止)

第49条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、市場内にある物品以外の物品の卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 開設区域内において市長が指定する場所（法第39条第1号の規定により農林水産大臣が指定した場合を含む。）にある物品の卸売をするとき。
- (2) 開設区域内において卸売業者が申請した場所にある物品（卸売業者が仲卸業者又は売買参加者との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した物品に限る。）の卸売をすることについて、市場における効率的な売買取引のために必要であり、かつ、取引の秩序を乱すおそれがないと市長が認めて承認したとき。
- (3) 卸売業者が、電子情報処理組織を使用する取引方法その他の情報通信の技術を利用する取引方法により、規則で定める生鮮食料品等の卸売をしようとする場合であって、市長

があらかじめ指名利害関係者又は八戸市中央卸売市場取引委員会の意見を聴いた上で、市場における効率的な売買取引のために必要であり、取引の秩序を乱すおそれがないと認めるとき。

- 2 前項第1号の規定による指定を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、申出書を市長に提出しなければならない。
- 3 第1項第1号の規定による指定を受けた卸売業者は、その指定を必要としなくなったときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。
- 4 第1項第2号の規定による承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、承認申請書に仲卸業者又は売買参加者との間においてあらかじめ締結した契約に係る契約書の写しを添えて市長に提出しなければならない。
- 5 第1項第3号の規定による承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書を市長に提出しなければならない。当該申請の内容を変更しようとする場合も、同様とする。
 - (1) 申請者の名称
 - (2) 当該取引の対象となる生鮮食料品等の品目
 - (3) 取引方法
 - (4) 当該取引方法による卸売の数量の上限
 - (5) 当該取引において卸売業者が提供する取引に係る情報の内容に関する事項
 - (6) 実施期間
 - (7) 当該取引に参加する仲卸業者並びに売買参加者の氏名又は名称
 - (8) 市長が当該取引の内容の閲覧を行う際の方法
 - (9) 市場外にある物品の卸売をしようとする理由
- 6 第1項第3号の規定による承認は、当該申請に係る取引が次に掲げる要件を満たしている場合に行うものとする。
 - (1) 当該取引に参加する機会が、市場の仲卸業者及び売買参加者に与えられること。
 - (2) 当該取引に係る物品の引渡年月日、商品名、出荷者の氏名又は名称、卸売の数量、等階級、荷姿、量目その他公正な価格形成を確保するために必要となる事項で規則で定めるものが提供されることが確実であること。
 - (3) 当該取引物品の引渡方法が定められることが確実であること。
 - (4) 当該取引において事故等が発生した場合における処理方法が適正に定められていること。

(5) 市長による当該取引の内容の閲覧が可能なものであること。

(卸売業者についての卸売の相手方としての買受けの禁止)

第50条 卸売業者（その役員及び使用人を含む。）は、市場においてその許可に係る取扱品目の部類に属する物品についてされる卸売の相手方として、物品を買い受けてはならない。

(卸売業者の買受物品等の制限)

第51条 卸売業者は、市場において法第15条第1項の許可に係る取扱品目の部類に属する物品の卸売をしたときは、規則で定めるところにより、市長が卸売の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないと認める場合を除くほか、仲卸業者又は売買参加者から当該卸売に係る物品の販売の委託を引き受け、又は買い受けてはならない。

(委託手数料以外の報償の收受の禁止)

第52条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託者から第64条第1項に規定する委託手数料以外の報償を受けてはならない。

(受託契約約款)

第53条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定め、規則で定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする卸売業者は、法第15条第1項の許可を受けた日から起算して1月以内に、当該受託契約約款を添えて承認申請書を市長に提出しなければならない。

3 第1項の受託契約約款には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

(1) 委託物品の引渡し及び受領に関する事項

(2) 受託物品の保管に関する事項

(3) 受託物品の手入れ等に関する事項

(4) 受信場所に関する事項

(5) 送り状又は発送案内に関する事項

(6) 受託物品の上場に関する事項

(7) 販売条件の設定、変更及び取扱方法に関する事項

(8) 委託の解除、委託替え及び再委託に関する事項

(9) 委託手数料の率に関する事項

(10) 委託者の負担すべき費用に関する事項

(11) 仕切りに関する事項

(12) 第48条第1項ただし書、第55条第3項又は第82条の規定による場合に関する事項

(13) 前各号に掲げるもののほか重要な事項

- 4 前項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。

(受託契約約款の掲示)

第53条の2 卸売業者は、前条第1項又は第4項の規定により承認を受けた受託契約約款を卸売場又は主たる事務所の見やすい場所に掲示しなければならない。

(販売前における受託物品の検収及び受領通知)

第54条 卸売業者は、受託物品（第49条第1項第3号の規定により卸売をする物品のうち、市場外で引渡しをする受託物品（以下この条において「電子商取引に係る受託物品」という。）を除く。）の受領に当たっては検収を確実にを行い、受託物品の種類、数量、等級、品質等について異状を認めるときは、規則で定めるところにより、市長の指定する検査員の確認を受け、その結果を物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。ただし、受託物品の受領に委託者又はその代理人が立ち会っていてその了承を得られたときは、この限りでない。

- 2 電子商取引に係る受託物品の受領に当たっては、卸売業者又は委託者から当該物品の引渡しを受ける者のうち卸売業者から当該物品の検収を行うよう委託を受けた者が検収を確実にを行い、当該物品の受託物品の種類、数量、等級、品質等について異状を認めるときは、規則で定めるところにより、市長の指定する検査員の確認を受け、その結果を物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。

- 3 卸売業者は、受託物品の異状については、第1項ただし書に規定する場合を除き、前2項の確認を受け、その証明を得なければ委託者に対抗することができない。

(卸売をした物品の相手方の明示及び引取り)

第55条 卸売業者は、その卸売をした物品を買い受けた仲卸業者又は売買参加者が明らかになるよう措置しなければならない。

- 2 仲卸業者及び売買参加者は、卸売業者から卸売を受けた物品を速やかに引き取らなければならない。

- 3 卸売業者は、仲卸業者又は売買参加者が引取りを怠ったと認められるときは、当該仲卸業者又は売買参加者の費用でその物品を保管し、又は催告をしないで他の者に卸売をすることができる。

- 4 卸売業者は、前項の規定により他の者に卸売をした場合において、その卸売価格（せり売若しくは入札又は相対による取引に係る価格に当該価格の消費税額及び地方消費税額に相当する額を加えた価格をいう。以下同じ。）が引取りを怠った仲卸業者又は売買参加者に対す

る卸売価格より低いときは、その差額を当該仲卸業者又は売買参加者に請求することができる。

(仲卸業者の業務の規制)

第56条 仲卸業者は、市場内においては、当該許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等について販売の委託の引受けをしてはならない。

2 仲卸業者は、市場内においては、当該許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等を市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売してはならない。ただし、その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等であって市場の卸売業者から買い入れることが困難なものを市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売しようとする場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たしているときは、この限りでない。

(1) 仲卸業者が、規則で定めるところにより、市長の許可を受けていること。

(2) 市場の卸売業者が、他の卸売市場において卸売の業務を行う者との間においてあらかじめ締結した集荷の共同化その他の卸売の業務の連携に関する契約に基づき、当該他の卸売市場において卸売の業務を行う者が卸売をする生鮮食料品等を買入れる場合であって、当該契約に基づく買入れが次に掲げる要件を満たしていること。

ア 当該契約において買入れの対象となる生鮮食料品等の品目、数量の上限、卸売の実施期間（1月以上のものに限る。）及び入荷量が著しく減少した場合の措置が定められていること。

イ 卸売業者が、市長の定める事項を記載した承認申請書に当該契約に係る契約書の写しを添えて市長に提出し、指名利害関係者又は八戸市中央卸売市場取引委員会の意見を聴いた上で、当該契約に基づく卸売が市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の市長の承認を受けていること。

(3) 仲卸業者が、農林漁業者等及び食品製造業者等との間においてあらかじめ締結した新たな国内産の農林水産物の供給による需要の開拓に関する契約に基づき、当該農林漁業者等から買入れる場合であって、当該契約に基づく買入れが次に掲げる要件を満たしていること。

ア 当該契約において買入れの対象となる生鮮食料品等の品目、数量の上限及び買入れの実施期間（1月以上1年未満のものに限る。）が定められていること。

イ 仲卸業者が、次に掲げる事項を記載した承認申請書に当該契約に係る契約書の写しを添えて市長に提出し、当該契約に基づく買入れが市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の市長の承認を受けていること。当該申請の内容を変更しようとする場合も、

同様とする。

- (ア) 申請者の氏名又は名称
- (イ) 買入れの相手方となる者の氏名又は名称及び住所
- (ウ) 販売の相手方となる者の氏名又は名称及び住所
- (エ) 当該買入れの対象となる生鮮食料品等の品目
- (オ) 当該買入れに係る生鮮食料品等の数量の上限
- (カ) 実施期間
- (キ) 新たな国内産の農林水産物の供給による需要の開拓の内容
- (ク) 当該買入れをしなければならない理由

(4) 仲卸業者が、農林漁業者等との間においてあらかじめ締結した輸出のための国内産の農林水産物の買入れに関する契約に基づき、当該農林漁業者等から買い入れる場合であつて、当該契約に基づく買入れが次に掲げる要件を満たしていること。

ア 当該契約において買入れの対象となる生鮮食料品等の品目、数量の上限、買入れの実施期間（1年未満のものに限る。）及び市場における入荷量が著しく減少した場合の措置が定められていること。

イ 仲卸業者が、次に掲げる事項を記載した承認申請書に当該契約に係る契約書の写しを添えて市長に提出し、当該契約に基づく買入れが市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の市長の承認を受けていること。当該申請の内容を変更しようとする場合も、同様とする。

- (ア) 申請者の氏名又は名称
- (イ) 買入れの相手方となる者の氏名又は名称及び住所
- (ウ) 当該買入れの対象となる生鮮食料品等の品目
- (エ) 当該買入れに係る生鮮食料品等の数量の上限
- (オ) 実施期間
- (カ) 市場における入荷量が著しく減少した場合の措置
- (キ) 当該買入れをしなければならない理由

3 前項第1号の許可を受けようとする仲卸業者は、規則で定めるところにより、許可申請書を市長に提出しなければならない。

4 市長が第2項第1号の許可をするかどうかの決定は、当該生鮮食料品等に関する取引の状況、市場の卸売業者から買い入れることが困難な事情等につき調査してするものとする。

5 第2項第1号の許可を受けた仲卸業者は、その許可に係る物品の全部を販売したときは、

その旨を市長に届け出なければならない。

- 6 第2項第2号イ、第3号イ又は第4号イの契約に基づき買入れを行った仲卸業者は、毎月、その契約に基づき買入れた品目の販売の数量を翌月20日までに市長に届け出なければならない。

第57条 仲卸業者は、開設区域内において、その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等の販売をしようとするときは、当該許可に係る仲卸しの業務としてする場合を除き、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書を、あらかじめ市長に提出して承認を受けなければならない。当該申請の内容を変更しようとする場合も、同様とする。

- (1) 申請者の氏名又は名称
- (2) 業務の内容
- (3) 業務を営む理由
- (4) 業務開始の予定年月日
- (5) 事業計画

- 2 市長は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る販売が仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認めるときは、これを承認してはならない。

- 3 市長は、第1項の承認をしようとするときは、指名利害関係者又は八戸市中央卸売市場取引委員会の意見を聴かななければならない。この場合において、八戸市中央卸売市場取引委員会は、委員の少数意見にも十分配慮するものとする。

(売買取引の制限)

第58条 せり売又は入札の方法による卸売の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その売買を差し止め、又はせり直し若しくは再入札を命ずることができる。

- (1) 談合その他不正な行為があると認めるとき。
- (2) 不当な価格を生じたとき、又は生ずるおそれがあると認めるとき。

- 2 卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は買出人（市場内において仲卸業者から販売を受ける者をいう。）が次の各号の一に該当するときは、市長は、売買を差し止めることができる。

- (1) 売買について不正又は不当な行為があると認めるとき。
- (2) 買受代金の支払を怠ったとき。

(衛生上有害な物品等の売買禁止等)

第59条 市長は、衛生上有害な物品又は客観的事情に照らして食品としての安全性が十分に確保されておらず人の健康に危害を及ぼす可能性がある物品（以下この条において「衛生上有害な物品等」という。）が市場に搬入されることがないように努めるものとする。

2 卸売業者、仲卸業者、売買参加者及び関連事業者は、衛生上有害な物品等を売買し、又は売買の目的をもって所持してはならない。

3 市長は、衛生上有害な物品等の売買を差し止め、又は撤去を命ずることができる。

(卸売予定数量等の報告)

第60条 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、次に掲げる物品について、当該物品ごとに規則で定める時刻までに、品目ごとの数量及び主要な産地を市長に報告しなければならない。

(1) せり又は入札の方法により当日卸売をする物品（第4号に掲げる物品を除く。）

(2) 相対取引により当日卸売をする物品（次号及び第4号に掲げる物品を除く。）

(3) 第48条第1項第1号ア及びウ、同項第2号、第3号並びに第4号の規定により市長の承認を受けて当日卸売をする物品

(4) 第49条第1項第2号及び第3号の規定により市長の承認を受けて当日卸売をする物品

2 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、次に掲げる物品について、品目ごとの卸売の数量及び主要な産地並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格を市長に報告しなければならない。

(1) せり又は入札の方法により当日卸売をした物品（第4号に掲げる物品を除く。）

(2) 相対取引により当日卸売をした物品（次号及び第4号に掲げる物品を除く。）

(3) 第48条第1項各号の規定により市長の承認を受けて当日卸売をした物品

(4) 第49条第1項第2号及び第3号の規定により市長の承認を受けて当日卸売をした物品

3 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎月10日までに前月中に卸売をした物品の市況並びに卸売をした物品の数量及び卸売金額（せり売若しくは入札又は相対による取引に係る金額に当該金額の消費税額及び地方消費税額に相当する金額を加えた金額をいう。）を市長に報告しなければならない。

(卸売業者による卸売予定数量等の公表)

第61条 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、次に掲げる物品について、当該物品ごとに規則で定める時刻までに、主要な品目の数量及びその主要な産地を卸売場の見やすい場所に掲示しなければならない。

(1) せり又は入札の方法により当日卸売をする物品（第4号に掲げる物品を除く。）

(2) 相対取引により当日卸売をする物品（次号及び第4号に掲げる物品を除く。）

(3) 第48条第1項第1号ア及びウ、同項第2号、第3号並びに第4号の規定により市長の承認を受けて当日卸売をする物品

(4) 第49条第1項第2号及び第3号の規定により市長の承認を受けて当日卸売をする物品

2 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、卸売が終了した後速やかに、次に掲げる物品について、主要な品目の卸売の数量及び主要な産地並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格を公表しなければならない。

(1) せり又は入札の方法により当日卸売をした物品（第4号に掲げる物品を除く。）

(2) 相対取引により当日卸売をした物品（次号及び第4号に掲げる物品を除く。）

(3) 第48条第1項各号の規定により市長の承認を受けて当日卸売をした物品

(4) 第49条第1項第2号及び第3号の規定により市長の承認を受けて当日卸売をした物品
(開設者による卸売予定数量等の公表)

第62条 市長は、卸売業者から第60条第1項の規定による報告を受けたときは、速やかに主要な品目の数量及びその主要な産地並びに前開場日に卸売された主要な品目の数量及びその卸売価格を市場内の卸売場に掲示するものとする。

2 市長は、卸売業者から第60条第2項の規定による報告を受けたときは、規則で定めるところにより、品目ごとの卸売の数量及び主要な産地並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格を、売買取引の方法ごとに公表するものとする。

(仕切り及び送金)

第63条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、その卸売をした日の翌日（売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者との特約がある場合には、その特約の期日）までに、当該卸売をした物品の品目、等級、単価（せり売若しくは入札又は相対による取引に係る価格をいう。以下この条において同じ。）、数量、単価と数量の積の合計額、当該合計額の消費税額及び地方消費税額に相当する金額（当該委託者の責めに帰すべき理由により第67条ただし書の規定による卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る品目、等級、単価、数量、単価と数量の積の合計額並びに当該合計額の消費税額及び地方消費税額に相当する金額）、控除すべき第64条第1項で規定する委託手数料及び当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目と金額（消費税額及び地方消費税額に相当する額を含む。）並びに売買仕切金の金額を明記した売買仕切書及び売買仕切金を送付しなければならない。

2 卸売業者は、前項の売買仕切書には、前項で定める事項を正確に記載しなければならない。

(仕切り及び送金に関する特約)

第63条の2 卸売業者は、売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者と特約を結んだときは、規則で定めるところにより、書面を備え付け、市長が求めた場合は提出しなければならない

らない。

(委託手数料の率)

第64条 卸売業者は、卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託者から收受する委託手数料（卸売金額（消費税額及び地方消費税に相当する額を除く。以下同じ。）に料率を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額とする。）の率を定め、又は変更しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

2 委託手数料の率の対象は、規則で定める。

3 市長は、第1項の規定による届出を行う卸売業者から、委託手数料の率が財務に与える影響その他必要な事項について説明を求めることができる。

4 卸売業者は、委託手数料の率を卸売場又は主たる事務所の見やすい場所に掲示する等により、委託者に周知しなければならない。

5 市長は、委託手数料の率が委託者に対して不当に差別的な取扱いをするものであるときその他不適切と認めるときは、卸売業者に委託手数料の率の変更を命ずることができる。

(出荷奨励金の交付)

第65条 卸売業者は、市場における取扱品目の安定的供給の確保を図るため、出荷者に対し出荷奨励金を支払ったときは、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告を受けた場合において、当該報告に係る出荷奨励金の交付が、卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認めるときは、出荷奨励金の交付の基準の変更その他必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

(買受代金の即時支払義務)

第66条 仲卸業者及び売買参加者は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に（卸売業者があらかじめ買受人と支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日まで）に、買い受けた物品の代金（買い受けた額に当該額の消費税額及び地方消費税額に相当する額を加えた額とする。）を支払わなければならない。

2 仲卸業者から物品を買い受けた者は、仲卸業者に対し、買受代金をできるだけ早期に支払うよう努めなければならない。

3 卸売業者は、第1項の規定により支払猶予の特約を結んだときは、次に掲げる事項を記載した書面を作成し、当該特約を結んでいる間、これを保管しておかななければならない。当該書面の内容を変更した場合も、同様とする。

(1) 申請者の名称

(2) 特約の相手方の氏名又は名称及び住所

(3) 特約の内容

(4) 支払方法

4 市長は、前項の書面を必要により確認した結果、その内容が次の各号のいずれかに該当するときは、特約の基準の変更その他必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

(1) 当該特約が、その他の仲卸業者又は売買参加者に対して不当に差別的な取扱いとなるものであるとき。

(2) 当該特約により卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営が阻害されるおそれがあるとき。

(卸売代金の変更の禁止)

第67条 卸売業者は、卸売をした物品の卸売代金の変更をしてはならない。ただし、規則で定めるところにより、市長が正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

(完納奨励金の交付)

第68条 卸売業者は、卸売代金の期限内の完納を奨励するため、仲卸業者又は売買参加者に対し完納奨励金を支払ったときは、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告を受けた場合において、当該報告に係る完納奨励金の交付が、卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認めるときは、完納奨励金の交付の基準の変更その他必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

第4章 卸売の業務に関する品質管理

(物品の品質管理の方法)

第69条 市長は、取扱品目の部類及び当該卸売の業務に係る施設ごとに、卸売の業務に係る物品の品質管理の方法として、次に掲げる事項を規則で定めなければならない。

(1) 施設の取扱品目

(2) 施設の設定温度と温度管理に関する事項

(3) 品質管理の責任者の設置及び責務に関する事項

(4) その他卸売の業務に係る物品の品質管理の高度化を図るために必要な事項

2 卸売業者、仲卸業者その他の市場関係事業者は、前項の規則で定める物品の品質管理の方法に従わなければならない。

第5章 市場施設の使用

(施設の使用指定)

第70条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者が使用する市場施設の位置、面積、使用期間その他の使用条件は、市長が指定する。

2 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、売買参加者その他前項に規定する者以外の者に対して、市場施設の使用を許可することができる。

3 前項の許可を受けた者は、許可を受けた日から起算して1月以内に、保証金を市長に預託しなければならない。ただし、公共的な目的のために使用することにつき市長の承認を受けた者については、この限りでない。

4 前項の預託すべき保証金の額は、使用料月額のうちその者が使用する市場施設の面積を基礎として算出する部分の3倍に相当する額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

5 第9条第2項及び第3項並びに第10条から第12条までの規定は、第3項の保証金について準用する。

(用途変更、転貸等の禁止)

第71条 前条第1項の指定又は同条第2項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、当該施設の用途を変更し、又は当該施設の全部若しくは一部を転貸し、若しくは他人に使用させてはならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(原状変更の禁止)

第72条 使用者は、市長の承認を受けずに市場施設に建築、造作若しくは模様替えを加え、又は市場施設の原状に変更を加えてはならない。

2 使用者が市長の承認を受けて、市場施設に建築、造作若しくは模様替えを加え、又は市場施設の原状に変更を加えたときは、市長は、使用者に対し、返還の際、原状回復を命じ、又はこれに代わる費用の弁償を命ずることができる。

(返還)

第73条 使用者の死亡、解散若しくは廃業又は業務許可の取消しその他の理由により市場施設の使用資格が消滅したときは、相続人、清算人、代理人又は本人は、市長の指定する期間内に自己の費用で当該施設を原状に復して返還しなければならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(指定又は許可の取消しその他の規制)

第74条 市長は、市場施設について業務の監督、災害の予防その他市場の管理上必要があると

認めるときは、使用者に対し、使用の指定若しくは許可の全部若しくは一部を取り消し、又は使用の制限若しくは停止その他の必要な措置を命ずることができる。

(補修命令)

第75条 市長は、故意又は過失により市場施設を滅失し、又は損傷した者に対して、その補修を命じ、又はその費用の弁償を命ずることができる。

(使用料等)

第76条 市場の使用料は、別表第4の規定により算出した金額に100分の110を乗じて得た額の範囲内で規則で定める。

2 市場において使用する電気、電話、ガス、水道等の費用で規則で定めるものは、使用者の負担とする。

3 使用料が月額で定められている市場施設に係る使用期間が1月に満たない場合は、日割計算により算出する。

4 第71条ただし書の規定により、市場施設の用途を変更して使用する場合の使用料は、市長がそのつど定める。

5 使用者は、その使用の有無にかかわらず、使用料を納付しなければならない。

6 既納の使用料は、これを還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第77条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減免することができる。

(1) 使用者の責めに帰することができない理由によって市場施設を使用できないとき。

(2) 第74条の規定による使用の停止があったとき。

(3) 使用者が国若しくは地方公共団体であるとき、又は市長が特別の理由があると認めるとき。

第6章 監督

(報告及び検査)

第78条 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者、仲卸業者若しくは関連事業者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、卸売業者、仲卸業者若しくは関連事業者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示

しなければならない。

- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(改善措置の命令)

第79条 市長は、市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者に対し、当該卸売業者の業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

- 2 市長は、仲卸業者の財産の状況が規則で定める事項に該当する場合において、市場における仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を確保するために必要があると認めるときは、仲卸業者に対し、当該仲卸業者の財産に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。
- 3 市長は、市場における仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、仲卸業者に対し、当該仲卸業者の業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。
- 4 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、関連事業者に対し、当該関連事業者の業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

(監督処分)

第80条 市長は、卸売業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したときは、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、10万円以下の過料を科し、又は6月以内の期間を定めてその卸売の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 2 市長は、仲卸業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したときは、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、10万円以下の過料を科し、第20条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその許可に係る仲卸しの業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- 3 市長は、売買参加者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したときは、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、10万円以下の過料を科し、第30条第1項の承認を取り消し、又は6月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命ずることができる。
- 4 市長は、関連事業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したときは、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、1万

円以下の過料を科し、第35条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその許可に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

5 市長は、せり人が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したとき。

(2) せり売に関して委託者若しくは仲卸業者若しくは売買参加者と気脈を通じて不当な処置をなし、又はこれらの者をして談合その他の不正行為をさせたとき。

(3) その職務に関して委託者又は仲卸業者若しくは売買参加者から金品その他の利益を受したとき。

(4) その他市場においてせり人として職務に公正を欠く行為があったと認めるとき。

6 卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者について、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反する行為をしたときは、その行為者に対して6月以内の期間を定めて市場への入場を停止するほか、その卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者に対しても第1項から第4項までの規定を適用する。

7 第23条第3項の規定は、前各項の取消しの処分について準用する。

第7章 市場運営協議会及び市場取引委員会

(市場運営協議会)

第81条 市場の公正かつ円滑な運営を図るため、八戸市中央卸売市場運営協議会（以下この条において「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、市長の諮問により市場の運営について調査審議し、その結果を答申する。

3 協議会は、卸売業者、仲卸業者、売買参加者その他の利害関係者及び学識経験のある者のうちから、市長が委嘱した委員をもって組織する。

4 前項の委員の定数は、20人以内とする。

5 協議会の運営及び組織について必要な事項は、規則で定める。

(市場取引委員会)

第81条の2 市場における売買取引に関し必要な事項を調査審議させるため、取扱品目の部類ごとに八戸市中央卸売市場取引委員会（以下この条において「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、この条例の変更（法第9条第2項第3号から第7号までに掲げる事項に限る。）及び第43条第1項第2号の規則で定める割合に関し、市長に対して意見を述べることができる。

- 3 委員会は、市場における公正かつ効率的な売買取引の確保に資するため、市長に対して意見を述べることができる。
- 4 委員会は、卸売業者、仲卸業者、売買参加者その他の利害関係者及び学識経験のある者のうちから、市長が委嘱した委員をもって組織する。
- 5 前項の委員の定数は、取扱品目の部類ごとに10人以内とする。
- 6 委員会の運営及び組織について必要な事項は、規則で定める。

第8章 雑則

(卸売業務の代行)

第82条 市長は、卸売業者が許可の取消しその他の行政処分を受け、又はその他の理由で卸売の業務の全部若しくは一部を行うことができなくなったときは、当該卸売業者に対し販売の委託があり、又は販売の委託の申込みのあった物品について他の卸売業者にその業務を行わせるものとする。

- 2 市長は、前項の卸売の業務を行わせる卸売業者がないか、又は他の卸売業者に行わせることが不相当と認めるときは、自らその卸売の業務を行うものとする。
- 3 前2項の規定は、市場に出荷された物品について委託の引受けをする卸売業者がない場合又は不明な場合について準用する。

(無許可営業の禁止)

第83条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者がそれぞれの許可を受けた業務を行う場合並びに市長が必要と認める者が営業行為を行う場合を除くほか、市場内においては、物品の販売その他の営業行為をしてはならない。

- 2 市長は、前項の規定に違反した者に対しては、市場外に退去を命ずることができる。

(市場への出入り等に対する指示等)

第84条 市場への出入り、市場施設の使用、物品の搬入、搬出若しくは場内での運搬又は車両の通行若しくは駐車については、市長の指示に従わなければならない。

- 2 市長は、前項の指示に従わない者に対しては、市場への出入り、市場施設の使用、物品の搬入、搬出若しくは場内での運搬又は車両の通行若しくは駐車を禁止することができる。

(市場の秩序の保持等)

第85条 市場へ入場する者は、市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為をしてはならない。

- 2 市長は、市場の秩序の保持又は公共の利益の保全を図るため必要があると認めるときは、市場入場者に対し入場の制限その他必要な措置をとることができる。

(許可等の制限又は条件)

第86条 この条例の規定による許可、認可、承認又は指定には、制限又は条件を付けることができる。

2 前項の制限又は条件は、許可、認可、承認又は指定に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可、認可、承認又は指定を受けた者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

(委任事項)

第87条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。(昭和52年10月規則第21号で、同52年10月27日から施行)

(地方卸売市場八戸市青果市場条例の廃止)

2 地方卸売市場八戸市青果市場条例(昭和47年八戸市条例第29号)は、廃止する。

(八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

3 八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年八戸市条例第26号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「 民生委員推薦会の委員
青果市場運営審議会の委員 」

を「民生委員推薦会の委員」に、「予防接種事故調査会の委員」を

「 予防接種事故調査会の委員
中央卸売市場運営協議会の委員 」

に改める。

別表第2中「予防接種事故調査会の委員」を

「 予防接種事故調査会の委員
中央卸売市場運営協議会の委員 」

に、

「 民生委員推薦会の委員
青果市場運営審議会の委員 」

を「民生委員推薦会の委員」に改める。

附 則（昭和55年 9 月25日 条例第29号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の八戸市中央卸売市場条例の規定により許可を受けている付属営業人については、この条例による改正後の八戸市中央卸売市場条例の規定により許可を受けた関連事業者とみなす。

附 則（昭和57年12月25日 条例第55号）

この条例は、規則で定める日から施行する。（昭和57年12月規則第60号で、同58年 1 月 1 日から施行）

附 則（平成元年 3 月30日 条例第30号）

この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 3 月30日 条例第17号）

この条例は、規則で定める日から施行する。（平成 6 年 5 月規則第25号で、同 6 年 5 月 9 日から施行）

附 則（平成 7 年 3 月30日 条例第16号）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。（平成 7 年 4 月規則第20号で、同 7 年 4 月21日から施行）

2 この条例の施行の際、現に改正前の第13条第 1 項の規定による登録を受けているせり人についての当該登録の有効期間については、なお従前の例による。

附 則（平成 9 年 3 月27日 条例第23号）

この条例は、規則で定める日から施行する。（平成 9 年 3 月規則第34号で、同 9 年 4 月 1 日から施行）

附 則（平成12年 3 月29日 条例第 8 号）

この条例は、規則で定める日から施行する。（平成12年 3 月規則第19号で、同12年 4 月 1 日から施行）

附 則（平成13年 6 月28日 条例第28号）

この条例は、平成13年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成13年 9 月27日 条例第39号）

この条例は、規則で定める日から施行する。（平成13年10月規則第45号で、同13年11月1日から施行）

附 則（平成17年3月18日条例第106号）

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

2 八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年八戸市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2中「中央卸売市場運営協議会の委員」を

「 中央卸売市場運営協議会の委員、中央卸売市場取引委員会の委員 」に改める。

附 則（平成17年12月27日条例第177号）

この条例は、平成18年3月1日から施行する。

附 則（平成18年3月30日条例第15号）

この条例は、規則で定める日から施行する。（平成18年4月規則第48号で、同18年5月1日から施行）

附 則（平成20年3月28日条例第12号）

この条例は、規則で定める日から施行する。（平成20年4月規則第59号で、同20年5月1日から施行）

附 則（平成20年12月26日条例第59号）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の八戸市中央卸売市場条例（以下「改正後の条例」という。）第64条第1項の規定による委託手数料の率の届出及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、改正後の条例第53条及び第64条の規定の例により行うことができる。

附 則（平成24年12月28日条例第29号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月27日条例第55号抄）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成25年12月27日条例第57号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月30日条例第20号）

この条例は、平成29年5月1日から施行する。

附 則（平成29年12月27日条例第44号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年〇月〇日条例第〇号）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

2 改正後の八戸市中央卸売市場条例（以下「改正後の条例」という。）第64条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の委託の引受けに係る委託手数料について適用し、同日前の委託の引受けに係る委託手数料については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第76条第1項及び別表第4の規定は、施行日以後の使用期間に係る使用料について適用し、同日前の使用期間に係る使用料については、なお従前の例による。

別表第1（第43条関係）

1 県内産の個人出荷の野菜
2 県内産の個人出荷の果実

別表第2（第43条関係）

1 別表第1第1号に掲げる野菜を除く、県内産の、だいこん、かぶ、にんじん、ごぼう、はくさい、キャベツ、ほうれんそう、ねぎ、うど、みつば、しゅんぎく、にら、セロリー、アスパラガス、カリフラワー、ブロッコリー、レタス、きゅうり、かぼちゃ、なす、トマト、ピーマン、とうもろこし、ゆうがお、さといも、ながいも、にんにく及び山菜類
2 別表第1第2号に掲げる果実を除く、かき（10月に上場されたものに限る。）及び県内産のすいか（7月及び8月に上場されたものに限る。）
3 別表第3第3号に掲げる花き以外のもの

別表第3（第43条関係）

1 別表第1第1号及び別表第2第1号に掲げる野菜以外のもの
2 別表第1第2号及び別表第2第2号に掲げる果実以外のもの
3 種苗、水草、球根、並びに主として葬祭又は年中行事等限られた特殊な用途に供される花き及び花きの加工品

別表第4（第76条関係）

種別	金額
卸売業者市場使用料	<p>卸売金額の1,000分の4に相当する額及び次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(1) 低温卸売場</p> <p>1平方メートルにつき</p> <p>月 820円</p> <p>額</p> <p>(2) その他の卸売場</p> <p>1平方メートルにつき</p> <p>月 150円（花き部にあつては、200円）</p> <p>額</p>
屋外卸売場使用料	<p>1平方メートルにつき</p> <p>月額 60円</p>
荷さばき上屋使用料	<p>1平方メートルにつき</p> <p>月額 150円</p>
仲卸業者市場使用料	<p>仲卸業者が第56条第2項の規定による許可又は承認を受けた場合におけるその買い入れた物品の販売金額（消費税額及び地方消費税額に相当する額を除く。）の1,000分の4に相当する額及び仲卸売場面積1平方メートルにつき</p> <p>月額 880円（花き部にあつては、1,150円）</p>
関連事業者市	<p>第一種関連事業</p> <p>1平方メートルにつき</p>

場使用料		月額	2,000円
	第二種関連事業	1平方メートルにつき 月額	1,000円
買荷保管積込 所使用料	青果棟	1平方メートルにつき 月額	140円
	花き棟	1平方メートルにつき 月額	350円
	その他の買荷保 管積込所	1平方メートルにつき 月額	400円
倉庫使用料		1平方メートルにつき 月額	620円（花き部にあっては、750円）
バナナ加工施設使用料		建物一式 月額	100,000円
事務所使用料	卸売業者事務所	1平方メートルにつき 月額	700円（花き部にあっては、1,150円）
	その他の事務所	1平方メートルにつき 月額	1,000円
会議室使用料	大会議室	使用1回（3時間以内）につき	3,000円
	小会議室	使用1回（3時間以内）につき	

		2,000円
暖房使用料	大会議室	使用1回（3時間以内）につき 480円
	小会議室	使用1回（3時間以内）につき 320円
駐車場使用料		1台につき 月額 1,250円
空地使用料	軒下部分	1平方メートルにつき 月額 140円
	その他の空地	1平方メートルにつき 月額 80円
搬送機器充電室兼格納庫使用料		1台につき 月額 3,300円